

# 通年雇用をめざす 季節労働者のみなさまを支援します。

## 対象となる方

新ひだか町・新冠町に住民登録があり、  
①～③のいずれかに該当する季節労働者の方

- ①開催日において、雇用保険の「短期雇用特例被保険者」として雇用されている方
- ②離職者であって、直前の雇用保険が「短期雇用特例被保険者」であった方
- ③離職者であって、直前の雇用保険が「受給資格を有しない一般被保険者」であり、前々職の雇用保険が「短期雇用特例被保険者」であった方  
(②③は前年度4月1日より前に離職した方を除く)



## 技能向上支援事業

受講料  
無料

**会場** 当協議会が指定する教習機関。

**受講料** **無料** ※交通費、宿泊費等は自己負担となります。

**申込方法** 当協議会窓口で直接、または電話でお受けいたします。

**申込締切** 各講習初日の10日前まで。

原則1人1講習

先着順

人数制限あり

※予算額に達しましたら  
受付を終了いたします。

## 受講資格と受講日数 ※日程・受講資格・問い合わせは左ページの二次元コードから。

### 玉掛け

- 19Hコース(3日間)
- 15Hコース(2日間)



### 車両系建設機械 (整地等)

- 38Hコース(6日間)
- 14Hコース(2日間)



### 小型移動式クレーン

- 20Hコース(3日間)
- 16Hコース(3日間)



### フォークリフト

- 31Hコース(4日間)
- 11Hコース(2日間)



### 不整地運搬車

- 11Hコース(2日間)



### 高所作業車

- 14Hコース(2日間)
- 12Hコース(2日間)



### 留意事項

- ◆原則1人1講習
- ◆申込人数に限りがあります。先着順に受付し、定員になり次第、受付を終了いたします。
- ◆教習機関における各講習の受講人数には制限がありますので、予約状況を確認したうえでの申込み受付となります。ご希望の日がちがいましたら、お早めにお問い合わせください。
- ◆受講者の都合で講習を修了できない場合は、受講料(別途、振込手数料)は受講者本人のご負担となります。

これらの講習の他、年1回、新ひだか町または新冠町において、  
教習機関による出張講習を実施します。

# 季節労働者資格取得促進事業



支払った教育訓練費用<sup>※</sup>の

## 5割を助成!

(上限166,666円) ※運転教習や技能講習に係る入学金および教科書代

### 先着順

※予算額に達しましたら受付を終了いたします

必ず受講前  
にご相談ください

## 対象となる教育訓練

厚生労働大臣が指定する教育訓練(通学または通信講座によるもの)

職業能力アップを支援する多彩な講座が指定されています。  
指定内容は『教育訓練給付制度検索システム』で検索ください。  
(中央職業能力開発協会ホームページ)

### 介護関連研修

- ①介護職員初任者研修
- ②居宅介護職員初任者研修ほか

### 運転教習

- ①大型免許 ②大型特殊免許 ③大型二種免許 ④けん引免許
- ⑤普通二種免許 ⑥中型免許 ⑦中型二種免許
- ⑧準中型免許(※⑧については別途要件あり)

### 技能講習

- ①各種作業主任者 ②小型移動式クレーン運転 ③ガス溶接 ④フォークリフト
  - ⑤不整地運搬車運転 ⑥高所作業車運転 ⑦玉掛けほか
- ※対象となる講習は、当協議会までお問い合わせください。



## 受給の手続きについて

助成金を受給するためには、受講開始前の事前相談と承認申請の提出が必要となります。  
また、教育訓練の修了もしくは検定試験に合格することが助成金支給の条件となります。

## 特別教育・安全衛生教育

### 講習科目

- 伐木(チェーンソー)作業安全衛生特別教育
- 刈払機取扱作業安全衛生教育

### 会場

当協議会が指定する  
教習指導機関

### 受講料

無料

問い合わせ・詳細は右下の二次元コードから

お申し込み・  
お問い合わせ先

## 日高中部通年雇用促進協議会

新ひだか町役場総務部まちづくり推進課内 TEL(0146)49-0293(直通)

